

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
荒川調節池工事事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2工事
工事地名	埼玉県川越市古谷上地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	12) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	荒川調節池工事事務所 工務課	13) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026020006	14) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	15) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	16) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	17) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	一式	18) 調 整 区 分	0
8) 工 期	234日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 8年11月20日 (0回変更) 至 年 月 日	19) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	20) 現場管理費対象額	
10) 地 区	川越地区	21) 一般管理費等対象額	
11) 河川・路線	荒川上流本川	22) 処 分 費 等	0
		23) 公 告 日	令和 8年 2月 2日
		24) 入 札 締 切 日	年 月 日
築堤・護岸	1		
土砂改良工	1		
土砂改良工【2混合】	60,000		
維持修繕工	1		
仮設工	1		

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2 工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				摘要
築堤・護岸		式	1		178,879,854				
土砂改良工		式	1		152,340,000				
土砂改良工		式	1		152,340,000				
【2種混合】 土砂改良	攪拌深さ1m 2回攪拌	m3	60,000	671.6	40,296,000				単-1号
積込(ルース)	土砂	式	1		14,526,000				内-1号
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		89,502,000				内-2号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		8,016,000				内-3号
維持修繕工		式	1		13,093,920				
維持修繕工		式	1		13,093,920				
労務費		式	1		9,354,420				内-4号
機械経費		式	1		2,671,380				内-5号
材料費		式	1		1,068,120				内-6号

設計内訳書

工事名	R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2 工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設工			式	1		13, 445, 934			
工事用道路工			式	1		3, 728, 034			
敷鉄板		22×1, 524×6, 096 (mm) 設置・撤去	式	1		3, 728, 034			内-7号
交通管理工			式	1		9, 717, 900			
交通誘導警備員			式	1		9, 717, 900			内-8号
直接工事費			式	1		178, 879, 854			
共通仮設費			式	1		26, 949, 344			
共通仮設費			式	1		14, 911, 344			
運搬費			式	1		5, 290, 672			
建設機械運搬費			式	1		166, 580			内-9号
重建設機械分解組立輸送費			式	1		1, 080, 600			内-10号
仮設材運搬費			式	1		4, 043, 492			内-11号

設計内訳書

工事名	R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2 工事 (当 初)					事業区分	河川改修		
						工事区分	築堤・護岸	数量増減	金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額				摘要
準備費		式	1		7,140,672				
表土運搬		式	1		7,140,672				内-12号
技術管理費		式	1		906,000				
土質等試験費		式	1		906,000				内-13号
現場環境改善費（率計上）		式	1		1,574,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		12,038,000				
純工事費		式	1		205,829,198				
現場管理費		式	1		46,661,000				
工事原価		式	1		252,490,198				
一般管理費等		式	1		38,199,802				
工事価格		式	1		290,690,000				
消費税相当額		式	1		29,069,000				

設計内訳書

工事名	R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2 工事					事業区分		河川改修	
						工事区分	築堤・護岸		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
工事費計		式	1		319,759,000				

一式当たり内訳書

積込 (ルース)
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
レキ質土【秋ヶ瀬SY～改良箇所】								
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3以上	m 3	30,000	161.4	4,842,000			
混合土【改良箇所～仮置き場】								
積込 (ルース)	土砂 土量50,000m3以上	m 3	60,000	161.4	9,684,000			
合 計					14,526,000			

一式当たり内訳書

土砂等運搬
第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
レキ質土【秋ヶ瀬SY～改良箇所】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積1.4m3(平積1.0m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 15.0km以下	m 3	30,000	2,362	70,860,000			
混合土【改良箇所～仮置き場】								
土砂等運搬	標準 バックホウ山積1.4m3(平積1.0m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	60,000	310.7	18,642,000			
合 計					89,502,000			

一式当たり内訳書

第 3号内訳書

整地

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
混合土【改良箇所～仮置き場】								
整地	残土受入れ地での処理	m 3	60, 000	133. 6	8, 016, 000			
合 計					8, 016, 000			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書

労務費

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	150	26,418	3,962,700			
特殊作業員		人	60	29,580	1,774,800			
運転手（一般）		人	60	27,948	1,676,880			
運転手（特殊）		人	60	32,334	1,940,040			
合 計					9,354,420			

一式当たり内訳書

機械経費
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
バックホウ（クローラ）[標準]	排ガス型（第1次）山積0. 4 5 m 3	日	60	14, 110	846, 600			
※（15欄）供用日：1. 49								
バックホウ（クローラ）[標準]	排ガス型（第1次）山積0. 2 8 m 3	日	60	9, 878	592, 680			
※（15欄）供用日：1. 49								
トラック[クレーン装置付]	ベーストラック4～4. 5 t 積 吊能力2. 9 t	日	60	12, 540	752, 400			
※（15欄）供用日：1. 23								
トラック[クレーン装置付]	ベーストラック2 t 積 吊能力2. 0 t	日	60	7, 995	479, 700			
※（15欄）供用日：1. 23								
合 計					2, 671, 380			

一式当たり内訳書

材料費
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
軽油		L	8,280	129	1,068,120			
合 計					1,068,120			

一式当たり内訳書

敷鉄板
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【施工箇所進入路】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	1,486	450.2	668,997			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 178日 無 有	枚	160	15,040	2,406,400			
【秋ヶ瀬SY】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	437	450.2	196,737			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 100日 無 有	枚	47	9,700	455,900			
合 計					3,728,034			

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【施工箇所出口(県道付近)】								
交通誘導警備員 A		人日	94	19,590	1,841,460			
【施工箇所入口～施工箇所～出口】								
交通誘導警備員 B		人日	376	18,360	6,903,360			
【秋ヶ瀬SY】								
交通誘導警備員 B		人日	53	18,360	973,080			
合 計					9,717,900			

一式当たり内訳書

建設機械運搬費
第 9号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
<往路>								
貨物自動車による運搬（1車1回）	スレライザ（路床改良用）深1.2m 幅2.0m 20km 無 有 12284円	台	1	83,290	83,290			
<復路>								
貨物自動車による運搬（1車1回）	スレライザ（路床改良用）深1.2m 幅2.0m 20km 無 有 12284円	台	1	83,290	83,290			
合 計					166,580			

一式当たり内訳書

重建設機械分解組立輸送費

第 10号内訳書

單僱使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【敷鉄板・施工箇所進入路】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	256.6	4,660	1,195,756			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	256.6	4,660	1,195,756			
仮設材等の積込み, 取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	t	256.6	3,000	769,800			
【敷鉄板・秋ヶ瀬SY】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	75.4	4,350	327,990			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	75.4	4,350	327,990			
仮設材等の積込み, 取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	t	75.4	3,000	226,200			
合 計					4,043,492			

一式当たり内訳書

表土運搬
第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m 3	13,280	403.9	5,363,792			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	13,300	133.6	1,776,880			
合 計					7,140,672			

一式当たり内訳書

土質等試験費

第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土の粒度試験	沈降分析（ふるい分析含む）	試料	20	15,600	312,000			
土の含水比試験	3 個／試料	試料	20	1,600	32,000			
締固めた土のコーン指数試験	1 試料 4 供試体	試料	20	28,100	562,000			
合 計					906,000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一1号	土砂改良	攪拌深さ1m 2回攪拌	単位	m3	数量	1	単価 671.6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土砂改良工		スクリューによる砂質土と粘性土2層攪拌 深1m 2回攪拌	m 3	1	619.4	619.4	
整地		敷均し(ルース) 標準以外(10,000m3以上) 無し	m 3	0.5	104.3	52.15	
計						671.55	
単価						671.6	円／m3

参考資料（１）

				単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	土砂改良工	スタビライザによる砂質土と粘性土2層攪拌 深1m 2回攪拌	単位	m 3	数量	100	単価 619.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役			人	0.07	33,354	2,334	
普通作業員			人	0.13	26,418	3,434	
スタビライザ運転		路床改良用 深さ1.2m 幅2.0m 排対2次	日	0.13	406,500	52,845	
ブルドーザ運転		湿地 7t級	日	0.07	47,510	3,325	
諸雑費（まるめ）			式	1		2	
計						61,940	
単価						619.4	円／m 3

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	バックホウ（クローラ）[標準]	排ガス型（第1次）山積0. 4 5 m 3	単位	日	数量	1	単価	14,110
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ（クローラ）[標準]		排ガス型（第1次） 山積0. 4 5 m 3	供用日	1.49	9,470	14,110		
計						14,110		
単価						14,110	円／日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	バックホウ（クローラ）[標準]	排ガス型（第1次）山積0. 2 8 m 3	単位	日	数量	1	単価	9,878
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ（クローラ）[標準]		排ガス型（第1次） 山積0. 2 8 m 3	供用日	1.49	6,630	9,878		
計						9,878		
単価						9,878	円／日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	トラック[クレーン装置付]	ベーストラック 4～4.5 t 積 吊能力 2.9 t	単位	日	数量	1	単価	12,540
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック [クレーン装置付]		ベーストラック 4～4.5 t 積 吊能力 2.9 t	供用日	1.23	10,200	12,546		
計						12,546		
単価						12,540	円／日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	トラック[クレーン装置付]	ベーストラック 2 t 積 吊能力 2.0 t	単位	日	数量	1	単価	7,995
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック [クレーン装置付]		ベーストラック 2 t 積 吊能力 2.0 t	供用日	1.23	6,500	7,995		
計						7,995		
単価						7,995	円／日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価
							450. 2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	0. 295	33, 354	9, 839	
	とび工		人	0. 295	33, 048	9, 749	
	普通作業員		人	0. 295	26, 418	7, 793	
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	58, 290	17, 195	
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		444	
	計					45, 020	
	単価					450. 2	円／m 2

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 178日 無 有	単位	枚	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	15,040	摘要
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	13,937	13,937		
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,100	1,100		
	諸雑費（まるめ）		式	1		3		
	計					15,040		
	単価					15,040	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 100日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	9,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
敷き鉄板賃料		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	8,600	8,600		
整備費（敷鉄板）		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,100	1,100		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						9,700		
単価						9,700	円／枚	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	19,590
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人	1	19,584	19,584		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						19,590		
単価						19,590	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	18,360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人	1	18,360	18,360		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						18,360		
単価						18,360	円／人日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	貨物自動車による運搬（１車１回）	スラッパ（路床改良用）深1.2m 幅2.0m 20km 無 有 12284円	単位	台	数量	1	単価 83,290
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
貨物自動車基本運賃		20t車以上30t車まで 20kmまで	台	1	71,000	71,000	
貨物自動車運送料金		運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	12,284	12,284	
諸雑費（まるめ）			式	1		6	
計						83,290	
単価						83,290	円／台

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	重建設機械分解組立輸送	分解組立+輸送(往復) BH系山積1.0上1.4m3下(油圧クマ・テスコ0.4上0.6m3下) 標準(1.0)	単位	回	数量	1	単価	540,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	2.7	29,580	79,866		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		2 5 t 吊	日	1.4	53,200	74,480		
運搬費等率 250%			式	1		385,865		
諸雑費（まるめ）			式	1		89		
計						540,300		
単価						540,300	円／回	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価 4,660
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分A		製品長12m以内 20kmまで	t	1	4,660	4,660	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						4,660	
単価						4,660	円／t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み, 取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価 3,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	2	1,500	3,000	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						3,000	
単価						3,000	円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,350
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	基本運賃区分A	製品長12m以内 10kmまで	t	1	4,350	4,350		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					4,350		
	単価					4,350	円／t	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	スタビライザ運転	路床改良用 深さ1.2m 幅2.0m 排対2次	単位	日	数量	1	単価	406,500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334		
	軽油		L	144	129	18,576		
	スタビライザ〔路床改良用・排ガス型（第2次）〕	処理深さ1. 2×幅2. 0m	供用日	1.5	237,000	355,500		
	諸雑費（まるめ）		式	1		90		
	計					406,500		
	単価					406,500	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ブルドーザ運転	湿地 7t級	単位	日	数量	1	単価	47,510
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32,334	32,334		
軽油			L	38	129	4,902		
ブルドーザ〔湿地〕		7 t 級	日	1.67	6,150	10,270		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						47,510		
単価						47,510	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	58,290
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32,334	32,334		
軽油			L	119	129	15,351		
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		山積0.8m3（平積0.6m3） 2.9t吊	日	1.06	10,000	10,600		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						58,290		
単価						58,290	円／日	

R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	178, 879, 854
(2)共通仮設費 -----	26, 949, 344
(3)純工事費 -----	205, 829, 198

(1)+(2)

(4)現場管理費 -----	46, 661, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6)工事原価 -----	252, 490, 198
----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額) -----	38, 199, 802
-----------------------	--------------

(8')その他費目計 -----	0
------------------	---

(9)業務委託料等 -----	0
------------------	---

(10)工事価格 -----	290, 690, 000
----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額 -----	29, 069, 000
------------------	--------------

(12)請負工事価格 -----	319, 759, 000
------------------	---------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格 -----	290, 690, 000
-------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格 -----	292, 303, 000
------------------	---------------

(15)調査基準価格の100/110 -----	265, 730, 000
--------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費 -----	0
--------------------	---

(17)工場管理費 -----	0
-----------------	---

(18)工場製作原価 -----	0
------------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) -----	38, 201, 766	)
------------------------	--------------	---

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	178,879,854	直接工事費	178,879,854	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		178,879,854		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		178,879,854			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6.6 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		6.73 %	（6.6 % × 週休1.02）			
計上額		12,038,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	178,879,854	直接工事費	178,879,854		
非対象額計（一）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	178,879,854	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.88 %	0 %		0 %	
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.88 %				
計上額	1,574,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	13,337,344				
運搬費	5,290,672	準備費	7,140,672	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	906,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					26,949,344

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	205,829,198	単独（追加工事）直接工事費	178,879,854	単独（追加工事）共通仮設費	26,949,344
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	205,829,198	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	205,829,198		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	22.01 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	22.67 %（22.01% × 週休1.03）		0 %		
計上額	46,661,000		0		0
			11,395,048（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	荒川調節池工事事務所 工務課	工事番号	2026020006	第 0 回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川工事	

工事原価	252,490,198				
純工事費	205,829,198	現場管理費	46,661,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	252,490,198	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	252,490,198	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	252,490,198				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	15.09 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	38,199,802				
業務委託料等	0				
調査基準価格	292,303,000				
調査基準価格の100/110	265,730,000	（ 91.41 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 荒川第三調節池土砂改良他その 2 工事

国土交通省 関東地方整備局
荒川調節池工事事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
築堤・護岸		式		1		
土砂改良工		式		1		
土砂改良工		式		1		
【2種混合】 土砂改良	攪拌深さ1m 2回攪拌	m3		60,000		
積込(ルース)	土砂	式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
維持修繕工		式		1		
維持修繕工		式		1		
労務費		式		1		
機械経費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
材料費		式		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
重建設機械分解組立輸送費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
準備費		式		1		
表土運搬		式		1		
技術管理費		式		1		
土質等試験費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2 工事						(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
一般管理費等			式		1			
工事価格			式		1			
消費税相当額			式		1			
工事費計			式		1			

R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2工事

特 記 仕 様 書

令和8年2月

荒川調節池工事事務所

第 1 章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

1. 本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 選任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （3）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - （4）同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
 - （5）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。
 - （6）専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - （7）専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3）専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（C O R I N Sの写し）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に

監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項（5）～（8）について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 埼玉県川越市古谷上地先

緯度 35° 54' 41" 経度 139° 32' 56"

終点 埼玉県川越市古谷上地先

緯度 35° 54' 30" 経度 139° 32' 53"

第8条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

荒川左岸 44.0～44.4km 付近において、土砂改良等を行うものである。主な工種は土砂改良工であり、60,000m³ 予定している。

第9条 施工体制台帳

1. 工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部

に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印



注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。
 - （1）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （2）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - （3）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は荒川調節池工事事務所のホームページにより公表する。
 - （4）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。（別紙様式－〇－１～１０）

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表

比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第11条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第12条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①土砂改良工

第13条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。
- ２．工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和７年３月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
- ３．「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
- ４．電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

- １．本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土

木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和7年3月版)に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev5.7)

令和7年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計審査会の設置

1. 本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下、「審査会」という。)の設置対象工事である。
2. 「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第17条 工事環境の改善

1. 本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。
2. ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

1. 本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。
 - (1) 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
 - (2) 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第20条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第21条 スライド条項

1. 工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。
2. 単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった

場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第22条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 (構造物撤去工)	その他の工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

第23条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

1. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第24条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 7 年度

版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第25条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.

写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第26条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１） 洋式（洋風）便器
- （２） 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３） 臭い逆流防止機能
- （４） 容易に開かない施錠機能
- （５） 照明設備
- （６） 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７） 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８） 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９） サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０） 鏡と手洗器
- （１１） 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２） 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）

- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記1.の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第27条 DXデータセンターの使用

本工事はDXデータセンターを使用することで、VDIによる専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料（<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>）及びポータルサイト

(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第28条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
 3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
 4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
 5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	作業区分	交通誘導警備員	配置時期	備考
秋ヶ瀬SY	昼間作業	1人 (うち有資格誘導員0人)	R8. 5～ R8. 8	交代要員なし
土砂搬入路	昼間作業	3人 (うち有資格誘導員0人)	R8. 5～ R8. 10	交代要員なし
施工箇所出入口	昼間作業	1人 (うち有資格誘導員0人)	R8. 5～ R8. 10	交代要員なし
県道出入口	昼間作業	1人	R8. 5～	交代要員なし

		(うち有資格誘導員 1 人)	R 8. 1 0	
--	--	----------------	----------	--

6. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量における UAV の使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成 28 年 3 月）に基づいて UAV 等を使用すること。

第29条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止して

いる期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※真夏日補正係数：1. 2

第30条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、また

は、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第31条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にする。

防災措置に要する費用については第25条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第32条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第33条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。
また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。
3. 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
4. なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第34条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置するこ

と。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第35条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第36条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第37条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第38条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第39条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書 1-1-1-36 交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- (1) 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- (2) 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- (3) 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-39 官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第40条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係 環境負荷の低減を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係 現場休憩所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。
 - (3) 安全関係 盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。
 - (4) 地域連携 見学所の管理運営を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第41条 工期変更

1. 工期は、雨天、休日等 112 日を見込み、契約の翌日から令和 8 年 11 月 20 日まで

とする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片付け期間	20日間
雨休率猛暑日補正有り（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	1.86

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

- （１） １日の降雨・降雪量が10mm／日以上の日：151日間
- （２） ８時から１７時までの WBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間
（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）
過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（川越観測所）及び環境省（さいたま地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）
データより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）
2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
5. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。
 - 土砂改良工
 - 維持修繕工
 - 仮設工
6. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。
7. 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準

備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和8年11月20日まで

8. 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第42条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第43条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第44条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）」

（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休２日に取組むものとする。

2. 週休２日の考え方は下記のとおりである。

（１）週休２日

① 完全週休２日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休２日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28 日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（２）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休２日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休２日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

（３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を活用する場合は、１週４０時間または１日８時間を超える労働時間を設定した月は、週休２日工事の対象期間外とする。また１年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ １年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場

合は、連絡は不要である。

- (1) 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- (2) 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- (3) 官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

- 5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
- 6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- 8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- 9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第45条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

- 1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、さいたま観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・

降雪量雨が 10mm 以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第46条 個人情報の取扱について

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

（1）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者

が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

（２）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第47条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第48条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R 7 荒川第二調節池池内水路整備その1工事	荒川左岸38.2k～38.4k付近	令和7年8月～令和8年3月
R 7 荒川第二調節池池内水路整備その2工事	荒川左岸37.6k～37.8k付近	令和7年9月～令和8年3月
R 7 荒川第二調節池池内水路整備その3工事	荒川左岸37.8k～38.0k付近	令和7年9月～令和8年3月
R 7 荒川第二調節池池内水	荒川左岸38.0k～38.2	令和7年9月～令和8年3月

路整備その4工事	k 付近	
R 7 荒川第二調節池池内水路整備その5工事	荒川左岸 3 9 . 0 k ~ 3 9 . 4 k 付近	令和 8 年 5 月 ~ 令和 9 年 3 月
R 7 荒川第二調節池池内水路整備その6工事	荒川左岸 3 9 . 4 k ~ 3 9 . 7 k 付近	令和 8 年 5 月 ~ 令和 9 年 3 月
R 7 荒川第三調節池土砂改良他その1工事	荒川左岸 4 4 . 4 k ~ 4 4 . 8 k 付近	令和 8 年 4 月 ~ 令和 8 年 11 月
R 8 荒川第二・三調節池基盤整備工事	荒川左岸 4 2 . 3 k ~ 4 4 . 8 k 付近	令和 8 年 9 月 ~ 令和 10 年 3 月

第49条 新技術の活用 「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- (1) 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- (2) 公共工事等において実用段階に達している技術
- (3) 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- (4) 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- (1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- (2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- (3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- (4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第50条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 49 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す(1)～(4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容につ

いて十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。

3. 受注者は、選定した新技術が第 49 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す(1)～(4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「ー V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第51条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管

する。(従来の立会資料の管理と同様とする。)

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手に持って歩きながら撮影)での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web 会議システム(teams、zoom 等)」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日(国不建第578号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検

討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第52条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前

に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日(国不建第578号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第53条 契約後V E方式

1. 定義

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E提案の意義及び範囲

(1) 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。

① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

② 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E提案書の提出

(1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書(別紙様式ー1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

① 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

② V E提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)

③ V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④ 発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥ その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

(2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に

着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

(4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式ー5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更

- (1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

7. VE提案の活用と保護

評価の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第54条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、

①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 49 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第55条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第56条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクト・エンジニアリング（株）に委託している。

第57条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント（株）に委託（建設コンサルタント等に委託する予定と）している。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第58条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 6 年 6 月 14 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を

着用している。

5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
 6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
 7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
- ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第59条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー12によるものとする。

第60条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第61条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
--------	----------

②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第62条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 土工

第63条 土取場

土取場については下記の通りとするが、詳細については監督職員から指示するものとする、なお、運搬距離に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

土取場	運搬距離	備考
秋ヶ瀬ストックヤード （埼玉県さいたま市桜区下大久保地先）	L = 14.0 km以下	

第64条 仮置き場

仮置き場については下表のとおりとするが、詳細については監督職員から指示するものとし、運搬距離に変更が生じた場合は、監督職員と協議することとする。

仮置き場	運搬距離	備考
荒川左岸 44.4k 付近 （埼玉県川越市古谷上地先）	L = 0.3 km以下	改良土

第65条 表土剥ぎ

1. 盛土箇所において20cm以上の表土の剥ぎ取りを行うものとするが、現地において根茎等が更に深い事が確認された場合は、その処理について監督職員と協議するもの

とする。

- また、剥ぎ取った表土は現場付近の高水敷へ運搬・敷き均すものとする（運搬距離 $L = 0.3 \text{ km}$ 以下）。詳細については、監督職員と協議するものとする。なお、運搬距離に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

第3章 一般施工

第66条 盛土材混合処理

- 荒川左岸 4.4 km 付近において土質改良（混合処理）を行うものとし、工法は、監督職員の承諾を得るものとする。また施工箇所について監督職員と協議するものとする。
- 混合処理対象土の混合比率は以下のとおりとする。ただし、土質試験の結果により、これにより難しい場合は、監督職員と協議の上、混合比率を変更するものとし、設計変更の対象とする。

混合処理対象土混合比率（2種混合）		
混合処理対象土		混合比率
粘性土	礫質土	
河道掘削土	砂れき or RC-40(購入) (秋ヶ瀬SY仮置土)	0.5 : 0.5

- 混合処理ヤード及び土砂改良深さは図面のとおりとするが、変更が生じる場合については監督職員と協議するものとする。
- 混合処理による改良土（混合処理土）は、粒度分布において細粒分 15～50% 及びコーン指数 $q_c = 400 \text{ kN/m}^2$ 以上とする。
- 混合処理後の土砂に粒径 100 mm 以上の転石及び不純物を含んではならない。
- 建設発生土に混合処理に適さない転石及び不純物が含まれている場合は、混合前の事前処理として分別を行うものとする。
また、転石及び不純物の処理方法については、監督職員と協議するものとする。
- 改良土については、3,000 m³ に 1 回土質試験を行うものとする。試験項目については、以下のとおりとする。

試験項目	試験頻度	想定試験回数
土の粒度試験	3,000 m ³ に 1 回	20 回
土の含水比試験	3,000 m ³ に 1 回	20 回
土のコーン指数試験	3,000 m ³ に 1 回	20 回

第67条 工事用道路工

- 既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するも

のとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。

2. 施工箇所の工事用道路の出入口については、荒川左岸37.2km付近（羽根倉橋上流）とする。なお、現地状況の変更にともない工事車両の通行に支障が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第68条 仮設工

1. 本工事の敷鉄板に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。

第4章 河川維持

第69条 維持修繕工

維持修繕工は、河川の維持・修繕・清掃等の作業を行うものとし、監督職員の指示により速やかに行うものとする。

なお、各作業の着手前に別紙様式—8に予定数量等を記入し、作業内容について監督職員へ提出するものとする。また、作業完了後も別紙様式—8に実施数量を記入し、監督職員の確認を受けるものとする。ただし、緊急的な作業等やむを得ない場合には、この限りではない。

また、当初は別紙—3を想定し計上しているが、実作業に基づき変更を行うものとする。

第5章 その他

第70条 特定外来生物の対応

1. 本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第71条 河川環境への配慮

1. 本工事の施工箇所及びその周辺には、環境上配慮すべき生物の生育が確認されている

- ことから、工事着手前に、監督職員から河川環境情報図等の提示を受けるものとする。
2. 環境上配慮すべき生物の生育に配慮すべき事項とその対応方針について別途発注者から指示するものとし、その内容については設計変更の対象とする。
 3. 上記2で決定した配慮すべき事項とその対応方針について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする

第72条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第73条 地震発生後の建設工事現場の点検について

1. 地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。
 - (1) 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - ①現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - ②現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
 - (2) 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。
 - ①夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第74条 工事現場における説明性の向上

1. 受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。
- また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 □ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 □ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第１章 第 41 条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 □ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第１章 第 35 条
安全対策 関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第１章 第 33 条
工事用道 路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 □ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 □ 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関 係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。

連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先 1：_____

連絡先 2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

維持修繕工 内訳書

労務費

名称	規格	単位	数量	適用
普通作業員		人	1 5 0	
特殊作業員		人	6 0	
運転手（一般）		人	6 0	
運転手（特殊）		人	6 0	

機械経費

名称	規格	単位	数量	適用
バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第 1 次）山積 0. 4 5 m 3	日	6 0	
バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第 1 次）山積 0. 2 8 m 3	日	6 0	
トラック〔クレーン装置付き〕	ベーストラック 4 ～ 4. 5 t 級 吊能力 2. 9 t	日	6 0	
トラック〔クレーン装置付き〕	ベーストラック 2 t 級 吊能力 2. 0 t	日	6 0	

燃料費

名称	規格	単位	数量	適用
軽油		L	8 2 8 0	

R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2工事 工程表

工種	数量	パーティー数	令和8年									備考
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
<築堤・護岸>	1 式		★契約 ★余裕期間									
準備工	1 式											40日間
土砂改良工	1 式	1										・土砂改良工（2P）
維持修繕工	1 式	1										
仮設工	1 式	1										
後片付け	1 式											20日間
制約条件 出水期												6月1日～10月31日

 出水期  概略工程

出水期施工に関する施工計画書標準的記載項目

番号	項 目	※記載内容のポイント(参考)	備考
1.	出水期施工対象範囲	図面、工程表を用いて出水期施工対象範囲を具体的に明示	
2.	施工手順	- 出水期施工対象範囲の具体的な施工手順を明示 - 有事の機能回復に配慮した部分施工を行う範囲及び手順等を記載	
3.	情報収集・把握	待避や機能回復等の判断基準となる水位や雨量等の具体的な情報収集の手段を記載	
4.	退避基準	- 機能回復措置及び待避を開始する水位、雨量、台風等の判断基準及び待避完了目標を記載 - 退避準備のための体制を確保する時期等を記載。	
5.	退避方法・ルート	- 退避対象となる具体的な資機材リスト記載。 - 退避を行うための資機材、労務等(体制)を具体的に記載 - 退避先及び具体的なルートを記載 - 退避に要する時間を待避基準との関係が解るよう具体的に記載	
6.	退避体制及び連絡系統	機能回復措置及び待避に要する具体的な人員及びその連絡系統を記載	
7.	防災措置	- 流出防止措置の具体的な方法を記載 - 部分施工箇所の機能回復を行う具体的な方法を記載	
8.	出来高確認の時期・方法	- 出水等の前に出来高確認を行う時期を具体的に記載 - 出水等の前に実施する出来高確認の方法を具体的に記載(発注者立ち会いによる確認の他、受注者の自主確認方法も含む)	

別紙様式－０－１

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】

積算内訳書の比較表

記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 対 する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

- 1) 当該工事で発生する、すべての建設副産物について記入してください。
- 2) 記入してある名称以外の建設副産物がある場合は、名称を追加して記入して下さい。
- 3) 受け入れ価格は、建設副産物の処分のみ要した価格を記入してください(収集、運搬等に要した費用を除く)。
- 4) ※印の官積算価格欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

[illegible]

【諸経費動向調査（工事費）】

[illegible]

様式－ 6 (1)

年月日：

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第 1 9 条の 2 に基づき V E 提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式－ 6 (1) の 2 として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号	項 目 内 容
(1) 設計図書の定める内容と、VE提案の内容の対比	
【現状】 略図等	【改善案】 略図等
(2) 提案理由	
(3) VE提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入）	
(4) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(5) その他	

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(１) 工業所有権等の排他的権利を含むV E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(２) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

別紙様式－５

号
平成 年 月 日

V E 提 案 採 否 通 知 書

○ ○ ○ ○ 殿

支出負担行為担当官
○○地方整備局長 印

特記仕様書「○ V E 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出され
ま した V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :	V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :	
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

工事名	R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2 工事
受注業者名	〇〇建設株式会社
現場代理人	〇〇 〇〇 印
提出日	令和 年 月 日

作業報告表（作業日報）

[illegible]

品 質 証 明 書

年月日：

工事名： _____

品 質 証 明 記 事				
品 質 証 明 事 項	実 施 日	簡 所	品質証明員氏名 印	記 事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所
氏 名

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の機関	工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督職 員 へ連絡	監督職 員 へ納品	発注者 保管	電子 ☆	紙 ◎	
工事着手前	作成 書類の 役割 分担	設計 審査会 で 確認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	-		○							○			令和○年○月○日設計審査会で確認
			2【事例】 関係機関(○○○)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-		○							○			令和○年○月○日設計審査会で確認
			3【事例】 土壤汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壤汚染対策法第4条1項	-		○		○								土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届出
			4【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合 関係機関(○○○)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-		○		○								令和○年○月○日設計審査会で確認
			5【事例】概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合 占用物件(○○○)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-		○		○								令和○年○月○日設計審査会で確認
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-		○		○								令和○年○月○日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の件うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-		○		○								令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
	契約 図書	設計 図書	8 工事請負契約書	—	—	○											
			9 共通仕様書	—	—	○											
			10 特記仕様書	—	—	○											
			11 発注図面	—	—	○											
			12 現場説明書	—	—	○											
			13 質問回答書	—	—	○											
			14 工事数量総括表	—	—	○											
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式ー1		○			○							
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式ー2		○			○							契約書を作成する全ての工事
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式ー3		○			○							
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式ー4		○			○							電子申請を使用しない場合は、1掛金収納書提出用合紙Jに掛金収納書を送り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19 建退共証紙受払簿	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○				○						
			20 工事別共済証紙受払簿	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○				○						
			21 掛金充当実績総括表	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○				○						
			22 被共済者就労状況報告書	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○				○						
			23 掛金充当書	現設時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○				○						
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式ー5		○			○							
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式ー6		○			○							契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
			26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式ー7		○		○								契約図書で規定された場合に提出する。
			27 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー	共通仕様書1-1-1-19-4	—		○		○								該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー	共通仕様書1-1-1-19-5	—		○		○								該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29 建設発生土搬出調書	特記仕様書	—		○		○								
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○		○								
施工中	1 施工計画	① 施工計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○		○								工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
			32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	—		○		○								
			33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○		○								
			34 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—		○		○								
			35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	—	—		○		○								設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
	2 施工体制	② 施工体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○		○								・「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国官登第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一二次下請人の登録業以外は不要
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-		○		○								
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○		○								
	3 施工状況	③ 施工管理	39 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式ー9		○										
			40 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式ー9		○		○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
			41 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式ー9		○		○								
			42 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式ー9		○		○								
			43 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式ー9		○		○								
			44 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式ー9		○		○								
			45 材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式ー10		○		○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
			46 材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○				○						設計図書で指定した材料及監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づ け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議	備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督職 員	監督職 員 へ連絡	監督職 員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎	
施工中	3 施工 状況	③ 施工 管理	47 段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11		○			○							・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			48 確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12		○			○							・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			49 休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—		○					○					ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
		④ 安全 管理	50 安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—		○				○						監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			51 工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13		○			○		○					事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			52 工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—		○			○		○					事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
		⑤ 工程	53 工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14		○			○		○					工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求められることがある。根拠資料の添付不要。
		⑥ 品質 管理	54 品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—		○			○							指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
	契約関係 書類	中間前払金	55 認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○			○							
			56 請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○			○							
			57 指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○			○							
		完済 部分 検査	58 指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○			○							
			59 請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-6		○			○							
			60 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○			○							
		既済 部分 検査	61 請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○			○							
			62 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	—		○			○							中間技術検査時にも提出する。
			62 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○			○							
		修補	63 請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○			○							
			64 修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○			○							
		部分使用 工期延期	65 部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○			○							部分使用がある場合に提出する。
			66 工期延期願	工事請負契約書第18条~22条	様式-23		○			○							工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品 建設 機械	67 支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○			○							支給品を受領した場合に提出する。
			68 支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25		○			○							支給品がある場合に提出する。
			69 建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26		○			○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品	70 建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○			○							建設機械の貸与がある場合に提出する。
			71 現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28		○			○							現場発生品がある場合に提出する。
			72 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	—		○			○							既済部分検査等の際にも提出する。
	その他		73 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—		○				○						・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
			74 建設発生土搬出調書	特記仕様書	—		○				○						
			75 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○				○						
			76 新技術活用関係資料	特記仕様書	—		○				○						新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
工事完成時	契約関係書類		77 完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○			○							
			78 引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○			○							
			79 請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-6		○			○							
	工事書類		80 出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31		○			○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
			81 品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32		○			○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
			82 品質証明書	特記仕様書	様式-33		○			○							・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
			83 工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	—		○			○					☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真等の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要 ・総合評価簿札方式を適用して契約した場合に提出する。
			84 総合評価実施報告書	特記仕様書	—		○			○							
			85 創業者・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34		○			○							自ら立案実施した創業者や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1.工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書		86 工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	—		○			○			○		☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
			87 工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	—		○			○			○		☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他		88 再生資源利用実施書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—		○			○							該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
			89 再生資源利用促進実施書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書1-1-1-19-6	—		○			○							該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事完了	その他		90 低入札価格調査 (開標工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	—		○			○							「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

工 期 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【別紙様式例】

(別紙○)

提出日 令和 年 月 日

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 (情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。)(※1))

		氏名	住所 (※5)	生年月日 (※5)	会社名・所属部署	役職
情報管理責任者 (※2)	A					
情報取扱管理者 (※3)	B					
	C					
業務従事者 (※4)	D					
	E					
再委託先	F					

(※1) 受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。

(※2) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

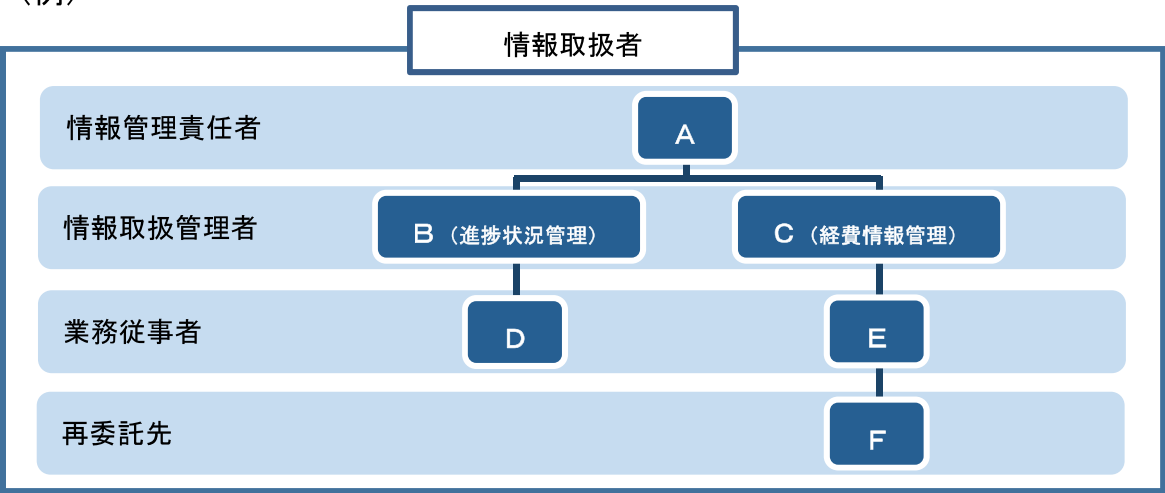
(※3) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※5) 住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の記載に代えることができる。ただし、担当部署の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。なお、報告の方法については受発注者間で協議して決定することができる。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③ その他

- 社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合においては、その認証書等（写しを含む）で代用することができる。
- 記載内容確認のため、必要に応じ追加で資料の提出を求める場合がある。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員P Cとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation=eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

位置図 S=1:50000

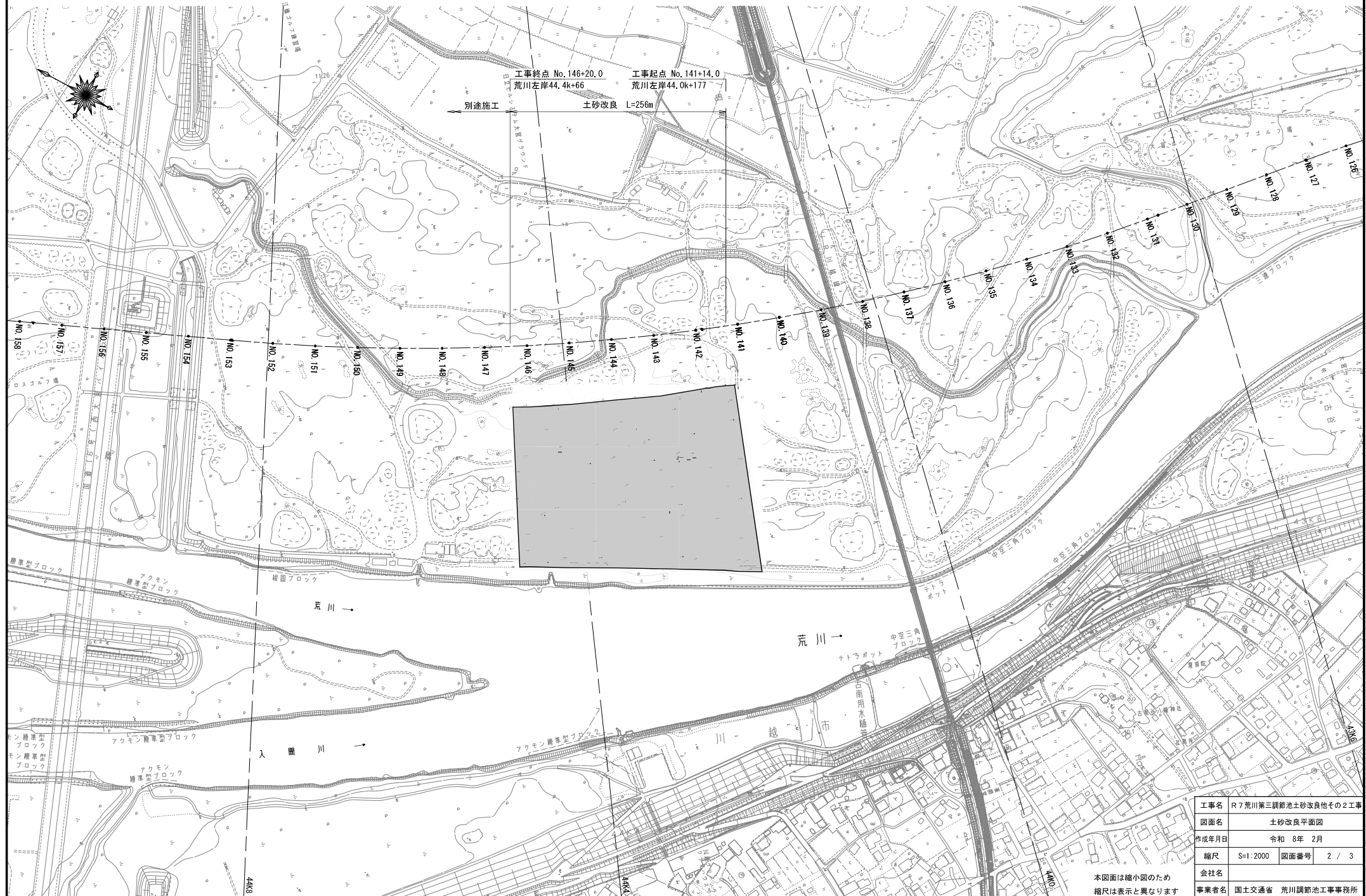


1:50000
0 500m 1000m 2000m 3000m 4000m 5000m



工 事 名		R 7 荒川第三調節池土砂改良他その2工事					
図 面 名		位 置 図					
縮 尺		1:50000		図面番号		1 / 3	
年 月 日		令和 8年 2月 日					
所長	副所長	課長		係長		設計	
事務所名		国土交通省 荒川調節池工事事務所					

土砂改良平面図 S=1:2000

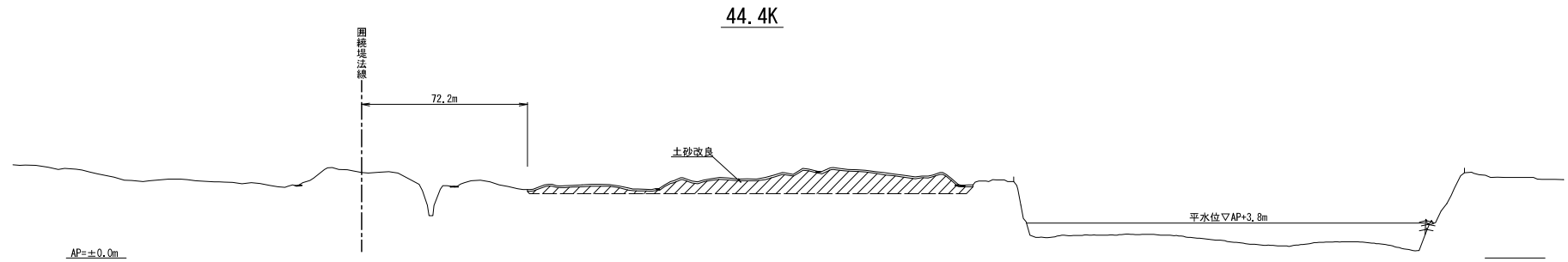


工事名	R7 荒川第三調節池土砂改良其他の2工事		
図面名	土砂改良平面図		
作成年月日	令和 8年 2月		
縮尺	S=1:2000	図面番号	2 / 3
会社名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

標準横断面図

V=1:250
H=1:1000



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R 7 荒川第三調節池土砂改良他の2工事		
図面名	標準横断面図		
作成年月日	令和 8年 2月		
縮尺	V=1:250 H=1:1000	図面番号	3 / 3
会社名			
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		